別表六（十三）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の６第２項若しくは第３項（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の６第５項（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　(8)」の欄は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載すること。

3　「差引改定取得価額　((7)－(8))又は(((7)－(8))×$\frac{75}{100}$)　(9)」の欄は、租税特別措置法第42条の６第１項第１号から第３号までに掲げる減価償却資産にあつては「((7)－(8))」を適用して計算した金額を、同項第４号に掲げる減価償却資産にあつては「(((7)－(8))×$\frac{75}{100}$)」を適用して計算した金額を記載すること。

4　「翌期繰越額　(23)－(24)　(25)」の各欄の外書には、租税特別措置法第42条の13第１項から第５項まで（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に、別表六(二十八)「7」又は別表六(二十八)付表「2」の各欄の金額を記載すること。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たつては、当該金額を含めて計算すること。

別表六(十五)の表を次のように改める。